

研究テーマ：通信教育システムを導入した本学教育の量的質的拡充の可能性検討

研究の目的：大学教育における通信教育は、これまで通学困難者を前提に実施されてきたが、情報通信技術の発展と、高等教育に関する規制の緩和によって、従来とは異なる、高等教育の量的質的拡大に向けた発展可能性が開けてきた。本研究は、静岡文化芸術大学の提供科目数の少なさを通信教育との連携により、克服し、あわせて地域住民に対しても幅広く高等教育の履修の機会を拡大する可能性を検討することにある。

実施方法：高等教育の質的量的拡充では世界で最先端であるアメリカの高等教育事情を調査分析するとともに、日本における高等教育に関するさまざまな規制と、大学通信教育の制度と状況を調査する。それとともに、通学制と通信制の協力の事例を検討し、本学にふさわしい通信教育の導入についての可能性を検討する。

得られた成果：研究を進めることで、アメリカの大学では、社会人の学生がパートタイムで履修する形態が非常に多いことと、履修目的が多様であること、日本においては、特に、通信教育で規制がほとんど撤廃されて、今後の発展に大きな可能性を持ちつつあること、さらに、実際に、本学の教室を貸しての既存通信教育のスクーリングには100名ほどの受講生が集まり、マーケットとしても有力であることが判明した。

評価と課題：客観的な通信教育システムと本学教育の連携は可能であることが判明したが、実際には、まだまだ情報通信技術を活用した高等教育にはなじみがないこと、本学の歴史が浅く、本格的な教育プログラムの拡大に向けての全学的な合意形成にはまだまだ時間がかかること、また、合意形成ができるインセンティブに欠ける点で、実際の展開までは時間がかかることが判明した。当面は、需要のある既存大学通信教育のスクーリングに会場を貸しながら、需要のある科目と学生の構成を見守りながら、来るべき量的質的拡充の時に、実施できるプログラムの開発を地道に続けるべきであると結論できる。

研究内容の概略

生涯学習と「高齢化」、「情報化」

生涯学習をめぐって、今、「高齢化」と「情報化」への対応が注目されている。つまり、人生80年時代における人生設計とインターネットを活用した学習プログラムが、これからの生涯学習に大きなインパクトを与えると予想されているからである。

社会の成熟化と生涯学習

生涯学習は、社会構造が成長型から成熟型へと大きく変化する過程の中で形成されてきた概念である。明治の学制以来、教育行政は大きく学校教育と社会教育とに二分されていた。成長型の社会にとっては、社会にとって必要な教育内容も比較的容易に提示することができ、その必要とされた教育内容を行政施策として展開していれば、行政機関としての役割はそれなりに果たせていたと言える。現在は、画一型の教育が否定されることが多いが、成長型の社会にはそれなりの効用があったのも事実であるし、国民の要望もあったことは確実である。それが、成熟化した社会にも未だに画一的な部分が色濃く残っていることが問題になっている。

社会の成熟化が進むにつれて、進路や職業、人生設計が多様化し、それとともに人々の学習活動は多様化し、また、教育を受けるといよりも、自らがそれぞれの目的にしたがって学習するという方向が明確になってきた。

アメリカの実情

アメリカの大学では、地域貢献が大学の使命の大きな柱となっているので、地域のニーズにあった各種の講座を正規の授業とは別に提供している。そのプログラムは「継続教育」(Continuing Education)、あるいは「エクステンション」(Extension)と呼ばれ、都市部の大学では独立採算の部門として、運営されている。この継続教育プログラムを見ると、講座の企画に大きく分けて3つのパターンがあることに気がついた。それは、自己投資型、消費型、社会貢献型というパターンである。

生涯学習のパターン別事業実施

自己投資型というのは、非常に分かりやすい。つまり、一定の知識やスキルを身に付けることで、職業上の昇任や昇級、さらには、より良い条件での就職、転職に結びつくという学習である。正規の大学プログラムとして有名なビジネススクールは、大学院におけるビジネススキルの養成に重点をおいた課程であるが、大学院だけでなく、継続教育プログラムとして、企業経営(マネジメント)、先端技術などの分野で、学位にはならなくとも、

修了証が能力や知識の証明になるような「認定講座」(サティフィケート・プログラム)も短期の集中講座を含めて、数多く展開されている。

これに比較すると消費型というのは、職業上で有利になるような知識やスキルを身に付けるというよりも、自らの教養を高めるために、あるいは、楽しみのために学習をするというもので、日本で一般的に「カルチャーセンター型」と言われる学習形態もこれに含まれる。特に、社会人には消費型のプログラムは選択肢が広い。地域に根ざした総合大学やコミュニティカレッジなどでも、自分の興味や学力に応じて、さまざまなプログラムが選択できるし、授業も昼だけではなく、夜間や週末に行われることも珍しくはない。

そして、特徴的なのが社会貢献型とも言える、コミュニティプログラムという概念である。エイズ、ドラッグ(麻薬)、暴力など、社会的な問題を自治体やNPOがスポンサーになって大学などが講座やワークショップなどを開催するものである。地域社会の課題解決に向けての啓蒙、啓発を軸とした社会貢献型の学習活動である。このコミュニティプログラムの大半は、正規の単位や学位を取得するプログラムではなくエクステンション(継続教育)部門のプログラムとして展開されているのが、投資型と消費型との違いである。

通信教育については、特に、プロフェッショナル型での自己投資型でもっとも活発にインターネット授業が展開されている。消費型についても、拡大の傾向にある。我が国と違う特色は、学生の年齢の幅が非常に広いことと、パートタイム学生の割合が多いことであり、特に、大学院ではフルタイムの学生を上回っている。このことは、この傾向が我が国に及ぶと仮定すると、大学院での自己投資型の、自分の都合に合わせた学習形態に需要が多くなる傾向があると言えることができる。

表1：アメリカにおける学生の年齢別分布
College Enrollment by Age of Students, Fall 1998

	Undergraduate students						
	All	2-year institutions		4-year institutions		Graduate students	
		Full-time	Part-time	Full-time	Part-time	Full-time	Part-time
15 to 17	0.8%	1.8%	0.7%	1.0%	0.2%	0.0%	0.0%
18 and 19	23.6%	42.0%	13.8%	34.6%	7.9%	3.1%	0.0%
20 and 21	19.9%	21.2%	10.8%	32.8%	10.8%	4.2%	0.9%
22 to 24	16.5%	14.2%	15.2%	17.5%	15.3%	31.3%	6.5%
25 to 29	13.8%	7.0%	16.6%	7.9%	19.8%	30.2%	23.2%
30 to 34	8.1%	5.9%	11.6%	2.2%	14.0%	12.0%	21.0%
35 to 39	5.8%	3.6%	8.8%	1.7%	10.6%	7.5%	14.3%
40 to 44	4.9%	1.8%	10.6%	1.1%	10.9%	5.5%	10.6%
45 to 49	3.4%	1.6%	6.5%	0.7%	4.5%	4.2%	10.5%
50 to 54	1.8%	0.4%	2.7%	0.4%	3.6%	1.4%	6.6%
55 以上	1.5%	0.4%	2.5%	0.0%	2.6%	0.6%	6.4%
在学者数	15,546,000	2,336,000	1,899,000	6,480,000	1,795,000	1,372,000	1,665,000

大学を軸とした次世代型生涯学習プログラムの展開

具体的に、大学を活用した生涯学習プログラムの可能性を検討してみると既存の大学の教育システムを活用する方法が想定される。

平成3年の大学設置基準の改正と、学位授与機構（現在は大学評価・学位授与機構）の創設で自分のライフプランに合わせて学位が取得できる、単位累積加算制度が可能となった。詳細なプログラムは省略するが、短大、あるいは、専修学校の卒業者は、「基礎資格」を有しているとされて、その後、大学や短大の専攻科の単位を取得して、合計が124単位を超えた時点で、学位授与機構に申請をし、試験とレポートの提出を行い、合格すれば学士号が取得できるというプログラムである。

短大卒業者や、専修学校を卒業し専門士の資格を持つものは、学士号を取得しようとする、これまでは大学の3年次に編入するか、社会人特別枠を活用するなどの方法で、フルタイムの学生として、再度2年ないし4年を大学で学習せざるを得なかった。ところが、この単位累積加算制度で、卒業に必要な単位（短大卒業者、専門士は通常62単位）を自分のライフデザインを考えて、5年でも、10年でもそれ以上でも、自分のペースで単位取得を考えればよいことになる。もちろん、制度上のさまざまな手続きや留意点、どの大学や短大の専攻科でいつ、どのような授業が行われているのかという情報を提供したり、相談に応じるシステムを創る必要があるが、これこそが、近い将来の大学が提供する生涯学習部門の大きな仕事となる可能性がある。そして、学習の形態から、通信教育の応用可能性が広がることとなる。

本学における展開の段階

当面は、大学としての意思決定があれば以下のような発展段階が想定される。

第一段階：既存の大学通信教育のスクーリング科目の実施に教室を貸す（H13年度実施）

第二段階：スクーリング科目を増やし、教室の無料提供と本学学生の無料受講で連携する

第三段階：地域の高等教育需要を把握し、必要な科目を共同で開催する

第四段階：インターネットを活用した科目の教材開発を行ない、提供科目を増やす

以下は、平成13年5月に開催された日本高等教育学会での発表の概要と、入手した既存の通学制大学と通信制大学との連携事例（協定書）を添付する。

7-7 大学通信教育を活用したコンソーシアム

——シームレスな大学教育の可能性——

静岡文化芸術大学文化政策学部
助教授 南 学

1. IT革命10年の軌跡と高等教育への影響

IT(情報通信技術)が注目されてきた10年の軌跡をたどると、安価な大規模メモリの普及と、蓄積媒体の多様化、通信・処理スピードの高速化という基礎の広がり、さらには、マルチメディアという文字、音声、画像情報の一体化というコンテンツの革新と、インターネットによるユニバーサルアクセス化という、時間と空間の制約を超えた、情報生産と流通の革命が進化した流れが読み取れる。特に、最近のプロトタイプ普及によって、一般家庭においても常時接続、大容量の情報流通が「常態化」するのは時間の問題となり、通信と放送の区別がなくなるのも時間の問題となっている。また、携帯電話の情報端末化も含めて、高等教育の分野にも有史以来といっても良いほどの変化が予感できようようになってきている。

2. 高等教育は「授業」が基本だが

大学における授業は、「講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする」(大学設置基準第25条第1項)となっており、その授業の修了によって「単位」が与えられ、その「単位」の累積によって、「学位」が与えられる。

このように、高等教育においては、「授業」が基本的な教育手段となっている。しかし、大学通信教育設置基準第3条では、上記の方法による授業を「面接授業」と名づけており、通信教育と放送大学の授業に「面接授業」を30単位以上取得しなければならぬ規定をみれば、授業の実態的な定義は直接の対面授業となっているのが現状である。

この授業へのITの適用については、平成10年3月に大学設置基準等が改正され、いわゆる「テレビ会議式の遠隔授業」が大学の授業の方法の一つ(メディアを利用して行う授業)として新たに位置づけられた。そして、昨年11月の大学審議会の答申では、テレビ会議式の遠隔授業に加えて、インターネット等活用授業も「遠隔授業」として認めようという提言が行われた。そして、「通学制」では、124単位中の60単位、つまり、卒業に必要な単位の約半分を自宅で非同期的に受講することが認められることになったのである。

3. 高等教育の「形態のカテゴリ」の再構成

インターネットを活用した授業が「市民権」をもつことによって、これまでの、「通学制」、「通信制」、「放送大学」という、授業形態によるわが国の高等教育のカテゴリを、再検討せざるを得なくなることになる。

すでに、通信と放送の区別が解消されつつあり、通学制の授業にインターネットの使用が認められたことで、授業形態よりも、授業内容の区別の方が重要となってくる。

	面接授業	通信(放送、インターネットを含む)
リベラルアーツ型 (対人関係重視型)	◎	△
プロフェッショナル型 (知識・スキル重視型)	○	◎

4. わが国の高等教育機関において検討すべき課題

*7割以上を占める中小規模大学(学生数3000人以下)における、学生の学習需要に対応できる科目数(担当教員数)の確保を、放送やインターネットによる配信と双方向の電子的コミュニケーション手段で行う手法の開発

*通学制、通信制、放送大学の形態を超えた、スクーリングやサテライト教室の相互提供、教育コンテンツ制作などのコンソーシアム手法の開発

*教育形態別の学習効果に関する分析研究

*教育形態別、科目分野別、教育方法別の効果分析と効果に対応した適当な授業料の範囲の試算

教育業務提携協定書

学校法人^{大学}が設置する^{大学}を甲とし、学校法人^{大学}が設置する^{大学}を乙として、甲及び乙は、教育の質的・量的向上を図るための基本事項について、次のとおり協定する。

1. この協定は、甲が開設する通信教育部と乙が開設する学部との間で行われる教育業務提携について定めることを目的とする。業務提携は、各々の学生への教育サービスが向上する範囲とする。
2. 甲及び乙の経営、管理運営は独立したものとし、それらの責任及び負担を相互に負わないこととする。
3. 甲及び乙は、相互の学生受け入れ及び派遣については予め協議並びに調整を行うが、その学生数の多寡に関わらず、原則として相互の本来業務として行い、相手に負担を求めないものとする。ただし、特殊な業務に関しては事前に協議し協力を得ることが出来る。
4. 甲及び乙は、一方に次の事由が発生したとき、それぞれ解約または更新の拒絶をすることが出来るものとし、代表者間の文書によって行うものとする。
 - (1) 学校法人としての社会的信頼を失ったとき
 - (2) 教育的成果が期待できなくなったとき
 - (3) その他協定を維持しがたい重大な事由が生じたとき
5. 解約は、前項のいずれかの事由が生じたとき行うことができ、解約通知が相手方に到着した日の翌日をもって、この協定は消滅するものとする。
6. 更新の拒絶がなされたとき、この協定は、協定期間の満了日に消滅するものとする。
7. 解約または更新の拒絶がなされたことによって、この協定が消滅したとき、甲および乙はその時点で学習している相互の学生に不利益が及ばないように履修終了時まで責任を負うものとする。
8. 教育業務協定の内容については、甲乙協議の上、別に定める。
この協定内容を変更する場合は、甲乙協議の上変更する。又この協定に定めない事項又は協定事項の解釈について疑義が生じたときについても、甲乙協議の上これを決定するものとする。

9. この協定は、平成12年4月1日から施行し、期間は1年間とする。ただし申し出のない場合は継続するものとする。
10. 甲及び乙は第三者と協定する事項で、それぞれの利害に関係する場合、あらかじめ相手方の同意を得るものとする。
11. この協定の成立を証するため協定書2通を作成し、甲・乙それぞれの学長が署名・捺印のうえ各1通を保管する。

平成 12 年 3 月 31 日

甲  学長  印

乙  学長  印